

# 点字図書館について

- 点字図書館においては、点字刊行物や視覚障害者用の録音物の製作や貸出のほか、情報機器の貸出、視覚障害者に関する相談等に係る事業及び点字刊行物の出版に係る事業を実施しており、その運営に要する費用を国が負担している。

## 事業内容、設置基準等

設置数	76施設（令和8年4月1日時点） ※うち公立50ヶ所、私立26ヶ所
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物など視覚障害者が利用するものを製作する。</li><li>・点訳（文字を点字に訳すことをいう。）等を行う者の養成・派遣、点字刊行物等の普及促進、視覚障害者に対する情報機器の貸し出し、視覚障害に関する相談等を行う。</li></ul>
根拠法	身体障害者福祉法第34条
設備基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・閲覧室、録音室、印刷室、聴読室、発送室、書庫、研修室、相談室、事務室を設ける他、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の利用に必要な機械器具</li></ul>
人員基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設長1、司書1以上、点字指導員1以上、貸出閲覧員又は情報支援員1以上、校正員又は音声訳指導員1以上の他、その他運営に必要な職員</li></ul>
費用負担	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者保護費負担金により、国1/2を負担。</li><li>・令和8年度予算額 23.7億円（聴覚障害者情報提供施設分も含む）</li></ul>

※設置数は身体障害者保護費負担金における交付対象施設数